

# 四半期報告書

第104期 第3四半期

〔自 平成21年10月1日〕  
〔至 平成21年12月31日〕

花王株式会社

東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号

(E00883)

## 目次

頁

表紙 .....	1
第一部 企業情報 .....	2
第1 企業の概況 .....	2
1. 主要な経営指標等の推移 .....	2
2. 事業の内容 .....	3
3. 関係会社の状況 .....	3
4. 従業員の状況 .....	3
第2 事業の状況 .....	4
1. 生産、受注及び販売の状況 .....	4
2. 事業等のリスク .....	5
3. 経営上の重要な契約等 .....	5
4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	5
第3 設備の状況 .....	8
第4 提出会社の状況 .....	9
1. 株式等の状況 .....	9
2. 株価の推移 .....	32
3. 役員の状況 .....	32
第5 経理の状況 .....	33
1. 四半期連結財務諸表 .....	34
2. その他 .....	52
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	53

四半期レビュー報告書

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月10日
【四半期会計期間】	第104期第3四半期（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）
【会社名】	花王株式会社
【英訳名】	Kao Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 尾崎 元規
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03-3660-7111（代表）
【事務連絡者氏名】	会計財務部門 管理部長 青木 和義
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03-3660-7111（代表）
【事務連絡者氏名】	会計財務部門 管理部長 青木 和義
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第103期 第3四半期 連結累計期間	第104期 第3四半期 連結累計期間	第103期 第3四半期 連結会計期間	第104期 第3四半期 連結会計期間	第103期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高（百万円）	1,004,106	910,634	346,200	311,582	1,276,316
経常利益（百万円）	90,799	85,260	35,735	39,398	94,609
四半期（当期）純利益（百万円）	54,209	44,656	21,817	19,419	64,462
純資産額（百万円）	—	—	582,866	574,736	554,194
総資産額（百万円）	—	—	1,202,881	1,119,945	1,119,676
1株当たり純資産額（円）	—	—	1,067.66	1,054.07	1,017.19
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	101.12	83.31	40.70	36.23	120.25
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	101.08	83.29	40.69	36.22	120.22
自己資本比率（%）	—	—	47.6	50.4	48.7
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	83,260	129,128	—	—	121,597
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△33,426	△29,750	—	—	△43,156
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△49,300	△78,313	—	—	△64,704
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	—	105,287	133,117	110,565
従業員数（人）	—	—	33,797	35,171	33,745

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	35,171（3,944）
---------	---------------

(注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループ〔当社及び連結子会社〕からグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であります。（ ）内は、臨時従業員数の当第3四半期連結会計期間の平均人員であり、外数で記載しております。

2. 臨時従業員は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### (2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	5,961
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日) (百万円)	前年同四半期比 (%)
ビューティケア事業	109,299	△1.7
ヒューマンヘルスケア事業	34,300	△23.4
ファブリック&ホームケア事業	71,846	△3.6
コンシューマープロダクツ事業 計	215,447	△6.5
ケミカル事業	48,780	△28.1
小 計	264,227	△11.4
消 去	△9,161	—
合 計	255,066	△11.1

(注) 1. 金額は売価換算値で表示しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 連結会社間の取引が複雑で、セグメントごとの生産高を正確に把握することは困難なため、概算値で表示しております。

#### (2) 受注状況

受注生産は行っておりません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日) (百万円)	前年同四半期比 (%)
ビューティケア事業	107,074	△6.0
ヒューマンヘルスケア事業	41,461	△15.2
ファブリック&ホームケア事業	71,711	△0.9
日本計	220,247	△6.3
アジア	20,564	△6.1
欧 米	28,247	△16.2
内部売上消去等	△4,008	—
コンシューマープロダクツ事業 計	265,052	△7.6
日 本	31,085	△9.0
アジア	13,701	△38.4
欧 米	18,567	△31.8
内部売上消去等	△8,326	—
ケミカル事業 計	55,026	△21.9
小 計	320,078	△10.4
消 去	△8,496	—
連結売上高	311,582	△10.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書及び第2四半期連結会計期間の四半期報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

### (1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）の経済環境は、主要各国の積極的な政策対応を受けて持ち直してきた感はあるものの、日本においては厳しい雇用・所得環境などから消費者の生活防衛意識は強く、店頭での価格競争もあって、消費者物価は緩やかな下落が続きました。

このような状況の下、当社グループは、消費者・顧客の立場にたった“よきモノづくり”に取り組み、エコロジーとエコノミーの両立という価値を付加した商品の発売や育成などに努め、コストダウン活動や費用の削減などにも注力しました。また、エコナ関連製品については、消費者の皆様により安心してお使いいただくために、一旦製造・販売を中止し、改めて特定保健用食品の申請を行い再出発することと致しました。

売上高は、前年同期に対して10.0%減（為替変動の影響を除く実質6.2%減）の311,582百万円となりました。ケミカル事業では、対象業界の需要は回復傾向にあるものの、原料価格低下に伴う販売価格の改定もあり前年同期並みの売り上げには至りませんでした。また、ビューティケア事業のプレステージ化粧品が市場構造などの変化の影響により低迷したことや、円高による為替の変動も影響しました。

利益面では、天然油脂や石化原料を中心とした原材料価格の低下が売上原価の改善に大きく寄与し、さらにコストダウン活動の推進やマーケティング費用の効率化などに取り組みました。なお、エコナ関連製品の製造・販売中止に伴う費用として、たな卸資産整理損を売上原価に244百万円、その他の処理費用については特別損失に2,225百万円計上しました。以上の結果、営業利益は39,202百万円（対前年同期2,608百万円増）、経常利益は39,398百万円（対前年同期3,663百万円増）となりました。四半期純利益は、連結子会社の税効果の影響もあり19,419百万円（対前年同期2,398百万円減）となりました。

なお、買収に係るのれん等の減価償却費控除前営業利益は、48,078百万円（売上高比率：15.4%）でした。

当第3四半期連結会計期間の海外連結子会社等の財務諸表項目（収益及び費用）の主な為替の換算レートは、次のとおりであり、海外連結子会社等の第3四半期連結会計期間の連結対象期間は、7－9月です。

	第3四半期 連結会計期間
米ドル	92.81円（107.02円）
ユーロ	132.97円（159.47円）

（注）（ ）内は前年同期の換算レート

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

### コンシューマープロダクツ事業

売上高は、前年同期に対して7.6%減の265,052百万円（為替変動の影響を除く実質4.8%減）となりました。

国内では、化粧品市場が、景気悪化の影響などを受けた消費者購買意識の変化と共に低価格化が進んだことで、前年同期と比べ縮小しました。トイレタリー（化粧品を除くコンシューマープロダクツ）市場は金額ベースでは横ばいに推移しているものの、主要カテゴリーの消費者購入価格が前年同期に比べて低下しております。

このようななか、国内の売上高は6.3%減の220,247百万円となりました。消費者の生活スタイルの変化に対応した新製品の発売や、提案型販売活動及び店頭展開活動の強化などに取り組みました。しかしながら、ビューティケア事業のプレステージ化粧品は市場構造などの変化の影響を受けて低迷し、エコナ関連製品は製造・販売を中止したことにより減少しました。

アジアでは、景気が持ち直して消費は堅調に拡大していますが、厳しい市場競争が続きました。売上高は為替変動の影響により6.1%減の20,564百万円となりましたが、販売店との協働取組や日本を含むアジア一体運営を推進している効果が現れ、為替変動の影響を除いた実質では9.5%増となりました。

欧米では、景気は緩やかに持ち直しているものの、失業率は依然高水準にあり、市場は冷え込んだ状態が続きました。さらに為替変動の影響も加わったことにより、売上高は16.2%減（為替変動の影響を除く実質1.5%減）の28,247百万円となりました。

営業利益は、天然油脂や石化原料を中心とした原材料価格が前年同期に比べて低下したことや、コストダウン活動の推進やマーケティング費用の効率化などで、前年同期を1,945百万円上回る32,908百万円となりました。

#### 〔ビューティケア事業〕

売上高は、前年同期に対して8.3%減の141,278百万円（為替変動の影響を除く実質4.3%減）となりました。

プレステージ化粧品の売上高は、前年同期に対して減少しました。国内において「suisai（スイサイ）」の新ラインの発売や、「コフレドール」、「エスト」などのアイテム追加など、メガブランドの強化・拡充に向けた積極的な施策を展開しましたが、市場の低価格化傾向と店頭在庫の圧縮による影響を受けました。中国では積極的な展開によって売り上げは増加しました。

プレミアムスキンケア製品の売り上げは、国内では厳しい競争環境のなか減少しましたが、アジアでは「ピオレ」が好調に推移しましたが、欧米では為替変動の影響もあり売り上げは減少しました。

プレミアムヘアケア製品の売り上げは、国内では「アジェンス」にトリートメントシリーズを発売したことなどにより伸長しました。アジアにおいても「アジェンス」や「エッセンシャル ダメージケア」の販売地域を拡大したことなどが貢献し、為替変動の影響を除いた実質の売り上げは伸長しました。欧米でも、為替変動の影響を除いた実質の売り上げは伸長しました。

営業利益は、プレステージ化粧品の売り上げが減少したことにより、前年同期を1,143百万円下回る8,510百万円となりました。

なお、買収に係るのれん等の減価償却費控除前営業利益は、前年同期を1,776百万円下回る17,336百万円（売上高比率：12.3%）となりました。

#### 〔ヒューマンヘルスケア事業〕

売上高は、前年同期に対して15.2%減の45,258百万円（為替変動の影響を除く実質13.7%減）となりました。

フード&ビバレッジ製品では、売り上げは大幅な減少となりました。脂肪を消費しやすくする初めての炭酸飲料「ヘルシア スパークリング」が愛飲者を拡大し、売り上げを伸ばしましたが、エコナ関連製品の製造・販売を中止したことにより減少しました。サニタリー製品では、売り上げはほぼ横ばいとなりました。国内では、生理用品「ロリエ」が厳しい競争環境のなか減少しましたが、ベビー用紙おむつ「メリーズ」が順調に推移しました。アジアでは、「ロリエ」が為替変動の影響を除いた実質の売り上げを伸ばしました。パーソナルヘルス製品では、メンズプロダクトで白髪のお手入れとして「サクセス ステップカラー」を発売し好調に推移しましたが、入浴剤が伸び悩んだことなどにより、売り上げは横ばいとなりました。

営業利益は、エコナ関連製品の製造・販売を中止したことなどにより、前年同期を1,902百万円下回る3,570百万円となりました。

#### 〔ファブリック&ホームケア事業〕

売上高は、前年同期に対して1.3%減の78,515百万円（為替変動の影響を除く実質0.2%増）となりました。

ファブリックケア製品では、売り上げはほぼ横ばいとなりました。国内の衣料用洗剤で、独自の洗浄技術に基づき洗濯時の節水・節電で環境負荷を軽減し、洗濯時間の短縮も可能にした濃縮液体洗剤「アタックNeo」の育成に取り組みました。しかしながら、贈答品においては市場が冷え込んだ影響を受けました。洗濯仕上げ剤においては、漂白剤「ワイドハイター」が引き続き好調に推移したことにより、売り上げは堅調に推移しました。アジアでは、引き続き「アタック」が順調に推移し、為替の影響を除いた実質の売り上げが伸長しました。ホームケア製品では、厳しい市場競争の影響を受け、売り上げが減少しました。

営業利益は、原材料価格の低下により売上原価が改善されたことに加え、コストダウン活動の推進や費用の効率化などにより、前年同期を4,992百万円上回る20,827百万円となりました。

#### ケミカル事業

ケミカル事業は、一昨年秋以降の急激な景気悪化による対象業界の需要減から少しずつ回復しつつありますが、原料価格低下に伴う販売価格の改定もあり、売上高は、前年同期に対して21.9%減の55,026百万円（為替変動の影響を除く実質14.3%減）となりました。

油脂製品では、対象業界の需要減による売上数量の減少と原料価格下落に伴う販売価格改定の影響を受けました。幅広い産業に製品を供給している機能材料製品も、景気低迷の影響を受けました。スペシャルティケミカルズ製品でも、景気低迷の影響を受けましたが、ハードディスク用研磨剤や電子部品用洗浄剤は、平成21年1-3月を底に、対象業界の需要は月を追うごとに回復してきました。

営業利益は、売上原価が改善されたことにより、前年同期に比べ665百万円上回る6,319百万円となりました。



所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

(イ) 日本

国内の会社の売上高は、前年同期に対して6.2%減の243,756百万円となりました。コンシューマープロダクツ事業では、高付加価値商品の投入や販売活動の強化を行いました。ビューティケア事業のプレステージ化粧品が市場構造などの変化の影響を受けて低迷したことや、エコナ関連製品の製造・販売中止により減少しました。また、ケミカル事業では、回復傾向にあるものの、一昨年秋以降の急激な景気悪化による対象業界の需要減、及び原料価格の低下による販売価格の改定などの影響を受けました。

営業利益は、天然油脂や石化原料を中心とした原材料価格の低下の影響やコストダウン活動の推進、およびマーケティング費用の効率化などに取り組んだことにより、前年同期を329百万円上回る33,811百万円となりました。

(ロ) アジア

アジア地域の会社の売上高は、前年同期に対して22.2%減（為替換算の影響を除く実質8.9%減）の33,897百万円となりました。コンシューマープロダクツ事業では、販売店との協働取組や日本を含むアジア一体運営の推進などの効果が現れ、為替変動の影響を除いた売り上げは伸長しました。ケミカル事業では景気の回復を受けて顧客先での在庫調整が進みましたが、原料価格下落に伴う販売価格の改定や為替変動の影響を受けて、売り上げは減少しました。

営業利益は、原材料価格の低下により売上原価が改善されたことなどで、前年同期を296百万円上回る1,100百万円となりました。

(ハ) 米州

米州地域の会社の売上高は、前年同期に対して23.7%減（為替換算の影響を除く実質9.3%減）の19,830百万円となりました。コンシューマープロダクツ事業では厳しい市場競争が続くなか、積極的な販促活動を行った結果、為替変動の影響を除いた実質の売り上げは、ほぼ横ばいとなりましたが、ケミカル事業では引き続き市場低迷による影響を受けました。

営業利益は、原材料価格の低下により売上原価が改善されたことや、マーケティング費用の効率化に取り組んだことなどにより、前年同期を1,374百万円上回る2,287百万円となりました。

(ニ) 欧州

欧州地域の会社の売上高は、前年同期に対して23.2%減（為替換算の影響を除く実質8.0%減）の28,503百万円となりました。コンシューマープロダクツ事業では、為替変動の影響を除いた実質の売り上げは、ほぼ横ばいとなりましたが、ケミカル事業では引き続き市場低迷による影響を受けました。

営業利益は、原材料価格の低下により売上原価が改善されたことや費用の効率化などにより、前年同期を716百万円上回る2,310百万円となりました。

(2) 資産、負債及び資本の状況

総資産は、1,119,945百万円となり、前連結会計年度末に比べ268百万円増加しました。主な増加は、現金及び預金26,204百万円や、受取手形及び売掛金28,993百万円であり、主な減少は、商品及び製品5,217百万円、仕掛品5,175百万円、商標権などの知的財産権やのれんの償却が進んだ無形固定資産26,428百万円です。

負債は、前連結会計年度末に比べ20,273百万円減少し、545,209百万円となりました。主な増加は、支払手形及び買掛金14,072百万円であり、主な減少は、長期借入金の一部返済などによる39,741百万円です。

純資産は、前連結会計年度末に比べ20,541百万円増加し、574,736百万円となりました。主な増加は、当第3四半期連結累計期間の四半期純利益44,656百万円と、為替換算調整勘定（海外連結子会社等の純資産の為替換算に係るもの）の変動3,157百万円であり、主な減少は、剰余金の配当金の支払い30,016百万円によるものです。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の48.7%から50.4%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、第2四半期連結会計期間末に比べ12,007百万円減少し、133,117百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られた資金は、18,447百万円となりました。主な増加は、税金等調整前四半期純利益36,707百万円、減価償却費21,470百万円、退職給付引当金の増加2,378百万円、及び仕入債務の増加2,475百万円であり、主な減少は、売上債権の増加33,559百万円、及び法人税等の支払額14,909百万円です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用された資金は、10,442百万円となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得7,634百万円、及び無形固定資産の取得1,551百万円です。

営業活動によって得られたキャッシュ・フローと投資活動に使用されたキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは、8,004百万円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用された資金は、16,649百万円となりました。主な内訳は、少数株主への支払いを含めた配当金の支払額13,698百万円です。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における研究開発費は、10,974百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

世界経済は、景気刺激策の効果もあって緩やかに持ち直しています。しかし、雇用環境は悪化しており、景気が低迷するリスクもあります。国内では、鉱工業生産は持ち直しているものの消費者物価は下落が続いており、デフレが進んでいます。また、天然油脂や原油などの国際相場は、世界的な景気回復による需要拡大から、上昇する可能性があります。

このような状況のなか、当社グループは、中長期の視点から新たな使命を「エコロジーを経営の根幹に据え、清潔・美・健康の分野で世界の人々の“こころ豊かな生活文化の実現”に貢献する企業をめざす」と設定し、実現してまいります。

コンシューマープロダクツ事業では、消費者や顧客先で起きている変化を捉え、原材料の調達から使用・廃棄までの製品ライフサイクル全体での環境負荷低減視点も加えて、技術開発をさらに強化した付加価値の高い新製品・改良品の発売に取り組み、ブランド価値の強化を図ってまいります。また、消費者や流通の変化に対応した企画を提案し、商品の店頭展開に結び付けるなど、販売店との協働取組をさらに強化してまいります。ケミカル事業では、環境に配慮した独創的な新しい素材、技術を織り込んだ製品を開発し、世界の産業界に貢献することに注力してまいります。なお、エコナ関連製品の製造・販売中止による売り上げ減少などの影響は、当該事業に投下していた経営資源の一部を今後成長が見込まれる事業の展開などに活用し、吸収に努めてまいります。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった主要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した主要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

平成21年12月31日現在

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	540,143,701	540,143,701	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	540,143,701	540,143,701	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

新株予約権等の状況は、次のとおりであります。なお、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、それぞれの定時株主総会決議又は取締役会決議により発行した新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、行使されたもの及び失効したものの数を減じております。

旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年6月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	220
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	220,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,372
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,372 資本組入額 1,186
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

## 平成16年6月29日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	712
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	712,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,695
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,695 資本組入額 1,348
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

## 平成17年6月29日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	917
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	917,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,685
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成24年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,685 資本組入額 1,343
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,933 資本組入額 1,467
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ix. その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

(1) 新株予約権者は、当社及び当社が直接または間接に40%以上の株式を有する会社の役員及び使用人の地位をすべて喪失した場合は、当該地位喪失の日から2年後の応当日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権を行使することができる期間内に限るものとする。

(2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,933 資本組入額 1,467
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2. に記載のとおりであります。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	418
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	418,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,211
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,211 資本組入額 1,606
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$



上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	11
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,064 資本組入額 1,532
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ix. その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

(1) 新株予約権者は、当社及び当社が直接または間接に40%以上の株式を有する会社の役員及び使用人の地位をすべて喪失した場合は、当該地位喪失の日から2年後の応当日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権を行使することができる期間内に限るものとする。

(2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	11
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,064 資本組入額 1,532
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2. に記載のとおりであります。

平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	425
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	425,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,446
新株予約権の行使期間	自 平成21年9月1日 至 平成26年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,446 資本組入額 1,723
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	24
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 2,866 資本組入額 1,433
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ix. その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。



平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,866 資本組入額 1,433
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2. に記載のとおりであります。

平成20年6月27日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	442
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	442,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,100
新株予約権の行使期間	自 平成22年9月1日 至 平成27年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,100 資本組入額 1,550
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	36
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 2,116 資本組入額 1,058
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成21年7月24日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	24
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,116 資本組入額 1,058
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2. に記載のとおりであります。

平成21年6月26日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	430
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	430,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,355
新株予約権の行使期間	自 平成23年9月1日 至 平成28年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 2,355 資本組入額 1,178
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。



- (3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	—	540,143	—	85,424	—	108,888

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,589,300	—	普通株式の内容は、上記 (1) 株式の総数等②発行済株式の「内容」の欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式 (その他) (注)	普通株式 535,848,500	5,358,485	同上
単元未満株式	普通株式 705,901	—	同上
発行済株式総数	540,143,701	—	—
総株主の議決権	—	5,358,485	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の「株式数」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,700株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数57個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
花王株式会社	東京都中央区日本橋 茅場町一丁目14番10号	3,589,300	—	3,589,300	0.66
計	—	3,589,300	—	3,589,300	0.66

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	2,155	2,095	2,140	2,155	2,400	2,430	2,320	2,125	2,260
最低（円）	1,801	1,870	2,010	2,015	2,130	2,150	2,010	2,000	2,135

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

## 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期 連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	80,034	53,830
受取手形及び売掛金	155,577	126,584
有価証券	52,749	54,714
商品及び製品	75,092	80,310
仕掛品	11,169	16,344
原材料及び貯蔵品	21,403	21,393
その他	46,066	52,178
貸倒引当金	△1,765	△1,528
流動資産合計	440,327	403,826
固定資産		
有形固定資産		
有形固定資産	1,093,067	1,084,360
減価償却累計額	△843,360	△826,886
有形固定資産合計	249,706	257,474
無形固定資産		
のれん	198,365	206,264
商標権	94,166	108,137
その他	29,485	34,043
無形固定資産合計	322,017	348,445
投資その他の資産		
投資その他の資産	108,097	110,129
貸倒引当金	△204	△198
投資その他の資産合計	107,893	109,930
固定資産合計	679,618	715,850
資産合計	1,119,945	1,119,676
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	109,109	95,036
短期借入金	7,685	16,402
1年内返済予定の長期借入金	22,179	22,183
未払法人税等	14,560	13,228
その他	136,963	123,889
流動負債合計	290,498	270,741
固定負債		
社債	99,997	99,996
長期借入金	97,159	136,900
退職給付引当金	36,348	36,000
その他	21,204	21,842
固定負債合計	254,710	294,741
負債合計	545,209	565,482

(単位：百万円)

	当第3四半期 連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,424	85,424
資本剰余金	109,561	109,561
利益剰余金	446,422	431,799
自己株式	△10,996	△11,038
株主資本合計	630,412	615,745
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,969	2,090
繰延ヘッジ損益	△2	△11
為替換算調整勘定	△66,977	△70,134
その他の評価・換算差額等	※1 △406	※1 △2,459
評価・換算差額等合計	△65,415	△70,515
新株予約権	1,056	838
少数株主持分	8,683	8,124
純資産合計	574,736	554,194
負債純資産合計	1,119,945	1,119,676

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	1,004,106	910,634
売上原価	438,344	375,454
売上総利益	565,762	535,179
販売費及び一般管理費	※1 474,348	※1 450,392
営業利益	91,413	84,787
営業外収益		
受取利息	1,928	762
受取配当金	178	155
持分法による投資利益	831	1,706
その他	2,536	1,863
営業外収益合計	5,475	4,488
営業外費用		
支払利息	4,448	3,252
為替差損	977	204
その他	663	557
営業外費用合計	6,089	4,015
経常利益	90,799	85,260
特別利益		
固定資産売却益	274	84
貸倒引当金戻入額	209	—
事業譲渡益	495	—
その他	69	37
特別利益合計	1,049	122
特別損失		
固定資産除売却損	1,354	1,863
減損損失	564	—
食用油関連処理損失	—	5,644
その他	566	569
特別損失合計	2,485	8,078
税金等調整前四半期純利益	89,363	77,304
法人税、住民税及び事業税	30,028	29,482
法人税等調整額	4,079	2,563
法人税等合計	34,107	32,046
少数株主利益	1,045	602
四半期純利益	54,209	44,656

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	346,200	311,582
売上原価	152,022	124,302
売上総利益	194,177	187,280
販売費及び一般管理費	※1 157,584	※1 148,078
営業利益	36,593	39,202
営業外収益		
受取利息	654	201
受取配当金	64	59
持分法による投資利益	79	605
その他	598	527
営業外収益合計	1,396	1,394
営業外費用		
支払利息	1,349	959
為替差損	681	33
その他	224	204
営業外費用合計	2,254	1,197
経常利益	35,735	39,398
特別利益		
固定資産売却益	228	19
事業譲渡益	495	—
その他	7	0
特別利益合計	731	19
特別損失		
固定資産除売却損	610	452
減損損失	2	—
食用油関連処理損失	—	2,225
その他	251	33
特別損失合計	865	2,711
税金等調整前四半期純利益	35,601	36,707
法人税、住民税及び事業税	8,556	8,439
法人税等調整額	4,832	8,543
法人税等合計	13,388	16,983
少数株主利益	395	304
四半期純利益	21,817	19,419

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	89,363	77,304
減価償却費	65,539	62,910
減損損失	564	—
受取利息及び受取配当金	△2,106	△917
支払利息	4,448	3,252
為替差損益 (△は益)	△57	△477
持分法による投資損益 (△は益)	△831	△1,706
固定資産除売却損益 (△は益)	1,079	1,779
売上債権の増減額 (△は増加)	△40,887	△28,306
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△10,397	11,213
仕入債務の増減額 (△は減少)	20,773	13,589
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,930	53
その他	5,902	19,630
小計	135,319	158,325
利息及び配当金の受取額	2,218	1,106
利息の支払額	△4,220	△3,337
法人税等の支払額	△50,056	△26,967
営業活動によるキャッシュ・フロー	83,260	129,128
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△26,370	△24,097
無形固定資産の取得による支出	△5,138	△4,113
長期前払費用の取得による支出	△3,870	△3,430
短期貸付金の純増減額 (△は増加)	△58	173
長期貸付けによる支出	△2,814	△1,318
その他	4,824	3,037
投資活動によるキャッシュ・フロー	△33,426	△29,750
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,751	△9,141
長期借入れによる収入	759	14
長期借入金の返済による支出	△22,179	△39,760
自己株式の取得による支出	△1,166	△84
配当金の支払額	△28,210	△28,677
少数株主への配当金の支払額	△224	△44
その他	△30	△619
財務活動によるキャッシュ・フロー	△49,300	△78,313
現金及び現金同等物に係る換算差額	△7,871	1,487
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△7,338	22,552
現金及び現金同等物の期首残高	112,636	110,565
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	338	—
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の減少額	△349	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 105,287	※1 133,117



【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 (除外) ・ 第2四半期連結会計期間において事業再編により吸収合併された1社 Goldwell Besitzgesellschaft mbH (2) 変更後の連結子会社の数 100社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	(1) 持分法適用非連結子会社の変更 (新規) ・ 当第3四半期連結会計期間において営業を開始したことにより持分法適用の範囲に含めた1社 Kanebo Cosmetics Rus LLC (2) 変更後の持分法適用非連結子会社数 14社

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	前第3四半期連結累計期間において、特別損失に区分掲記しておりました「減損損失」(当第3四半期連結累計期間は456百万円)は、特別損失総額の100分の20以下になったため、当第3四半期連結累計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示しております。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	前第3四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に区分掲記しておりました「減損損失」(当第3四半期連結累計期間は456百万円)は、重要性が減少したため、当第3四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しております。

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	前第3四半期連結会計期間において、特別損失に区分掲記しておりました「減損損失」(当第3四半期連結会計期間は0百万円)は、特別損失総額の100分の20以下になったため、当第3四半期連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1. たな卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算定に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として、合理的な方法により算定する方法を主としております。 また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ、正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
該当事項はありません。	

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
<p>エコナ関連製品の製造・販売中止に伴う費用につきましては、四半期連結損益計算書上でたな卸資産の評価に関する費用として「売上原価」に2,773百万円のほか、特別損失の「食用油関連処理損失」に5,644百万円、総額8,418百万円を計上しております。</p> <p>なお、セグメント情報につきましては、当該たな卸資産の評価に関する費用は、〔事業の種類別セグメント情報〕のヒューマンヘルスケア事業、及び〔所在地別セグメント情報〕の主に日本における営業費用にそれぞれ計上しております。</p>	

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
<p>エコナ関連製品の製造・販売中止に伴う費用につきましては、四半期連結損益計算書上でたな卸資産の評価に関する費用として「売上原価」に244百万円のほか、特別損失の「食用油関連処理損失」に2,225百万円、総額2,469百万円を計上しております。</p> <p>なお、セグメント情報につきましては、当該たな卸資産の評価に関する費用は、〔事業の種類別セグメント情報〕のヒューマンヘルスケア事業、及び〔所在地別セグメント情報〕の主に日本における営業費用にそれぞれ計上しております。</p>	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)												
※1. その他の評価・換算差額等 米国子会社における退職給付債務の未認識数理計算上の差異等であります。	※1. その他の評価・換算差額等 同左												
2. 保証債務 関連会社及び従業員等の金融機関ほかからの借入金等に対する債務保証は次のとおりであります。  <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">European Distribution Service GmbH</td> <td style="text-align: right;">1,344百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員等</td> <td style="text-align: right;">328</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">1,672</td> </tr> </table>	European Distribution Service GmbH	1,344百万円	従業員等	328	計	1,672	2. 保証債務 関連会社及び従業員等の金融機関ほかからの借入金等に対する債務保証は次のとおりであります。  <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">European Distribution Service GmbH</td> <td style="text-align: right;">1,478百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員等</td> <td style="text-align: right;">386</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">1,865</td> </tr> </table>	European Distribution Service GmbH	1,478百万円	従業員等	386	計	1,865
European Distribution Service GmbH	1,344百万円												
従業員等	328												
計	1,672												
European Distribution Service GmbH	1,478百万円												
従業員等	386												
計	1,865												

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)																				
※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。  <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">荷造及び発送費</td> <td style="text-align: right;">58,063百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">71,027</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td style="text-align: right;">51,666</td> </tr> <tr> <td>給料手当及び賞与</td> <td style="text-align: right;">97,025</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">34,403</td> </tr> </table>	荷造及び発送費	58,063百万円	広告宣伝費	71,027	販売促進費	51,666	給料手当及び賞与	97,025	研究開発費	34,403	※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。  <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">荷造及び発送費</td> <td style="text-align: right;">54,152百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">67,734</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td style="text-align: right;">48,150</td> </tr> <tr> <td>給料手当及び賞与</td> <td style="text-align: right;">92,435</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">33,535</td> </tr> </table>	荷造及び発送費	54,152百万円	広告宣伝費	67,734	販売促進費	48,150	給料手当及び賞与	92,435	研究開発費	33,535
荷造及び発送費	58,063百万円																				
広告宣伝費	71,027																				
販売促進費	51,666																				
給料手当及び賞与	97,025																				
研究開発費	34,403																				
荷造及び発送費	54,152百万円																				
広告宣伝費	67,734																				
販売促進費	48,150																				
給料手当及び賞与	92,435																				
研究開発費	33,535																				

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)																				
※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。  <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">荷造及び発送費</td> <td style="text-align: right;">20,076百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">23,659</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td style="text-align: right;">15,920</td> </tr> <tr> <td>給料手当及び賞与</td> <td style="text-align: right;">32,120</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">11,379</td> </tr> </table>	荷造及び発送費	20,076百万円	広告宣伝費	23,659	販売促進費	15,920	給料手当及び賞与	32,120	研究開発費	11,379	※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。  <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">荷造及び発送費</td> <td style="text-align: right;">17,906百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">21,468</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td style="text-align: right;">14,962</td> </tr> <tr> <td>給料手当及び賞与</td> <td style="text-align: right;">30,949</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">10,974</td> </tr> </table>	荷造及び発送費	17,906百万円	広告宣伝費	21,468	販売促進費	14,962	給料手当及び賞与	30,949	研究開発費	10,974
荷造及び発送費	20,076百万円																				
広告宣伝費	23,659																				
販売促進費	15,920																				
給料手当及び賞与	32,120																				
研究開発費	11,379																				
荷造及び発送費	17,906百万円																				
広告宣伝費	21,468																				
販売促進費	14,962																				
給料手当及び賞与	30,949																				
研究開発費	10,974																				

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※1. 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間 末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現 在) 現金及び預金勘定 50,531百万円 有価証券勘定 52,450 金銭の信託 3,000 (流動資産その他) 預入期間が3か月を超える 定期預金 $\Delta$ 695 現金及び現金同等物 <u>105,287</u>	※1. 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間 末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現 在) 現金及び預金勘定 80,034百万円 有価証券勘定 52,749 金銭の信託 1,000 (流動資産その他) 預入期間が3か月を超える 定期預金 $\Delta$ 666 現金及び現金同等物 <u>133,117</u>

## (株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 540,143千株

## 2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 4,127千株

## 3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 1,056百万円

## 4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)(注)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日 第103期定時株主総会	普通株式	15,008	28	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金
平成21年10月27日 取締役会	普通株式	15,007	28	平成21年9月30日	平成21年12月1日	利益剰余金

(注) 持分法適用関連会社が保有する自己株式にかかる配当金のうち、持分相当額を控除しております。なお、控除前の金額は、平成21年6月26日開催の第103期定時株主総会及び平成21年10月27日開催の取締役会については、それぞれ15,023百万円であります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	コンシューマープロダクツ事業			小計 (百万円)	ケミカル 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
	ビューティ ケア事業 (百万円)	ヒューマン ヘルスケア 事業 (百万円)	ファブリック &ホーム ケア事業 (百万円)					
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	154,004	53,355	79,570	286,931	59,269	346,200	—	346,200
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	11,174	11,174	(11,174)	—
計	154,004	53,355	79,570	286,931	70,443	357,375	(11,174)	346,200
営業費用	144,350	47,883	63,735	255,969	64,790	320,759	(11,152)	309,606
営業利益	9,654	5,472	15,835	30,962	5,653	36,616	(22)	36,593

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類・性質及び販売方法の類似性を考慮し、コンシューマープロダクツ事業（ビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業、ファブリック&ホームケア事業）、ケミカル事業に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品

事業区分		主要製品	
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア事業	プレステージ化粧品	カウンセリング化粧品、セルフ化粧品
		プレミアムスキンケア製品	化粧石けん、洗顔料、全身洗浄料
		プレミアムヘアケア製品	シャンプー、リンス、ヘアスタイリング剤、ヘアカラー
	ヒューマンヘルスケア事業	フード&ビバレッジ製品	食用油、飲料
		サニタリー製品	生理用品、紙おむつ
		パーソナルヘルス製品	入浴剤、歯みがき・歯ブラシ、男性化粧品
ファブリック&ホームケア事業	ファブリックケア製品	衣料用洗剤、洗濯仕上げ剤	
	ホームケア製品	台所用洗剤、住居用洗剤、掃除用紙製品、業務用製品	
ケミカル事業	油脂製品	油脂アルコール、油脂アミン、脂肪酸、グリセリン、業務用食用油脂	
	機能材料製品	界面活性剤、プラスチック用添加剤、コンクリート用高性能減水剤	
	スペシャルティケミカルズ製品	トナー・トナーバインダー、インクジェットプリンターインク用色材、香料	

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	コンシューマープロダクツ事業			小計 (百万円)	ケミカル 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
	ビューティ ケア事業 (百万円)	ヒューマン ヘルスケア 事業 (百万円)	ファブリック &ホーム ケア事業 (百万円)					
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	141,278	45,258	78,515	265,052	46,530	311,582	—	311,582
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	8,496	8,496	(8,496)	—
計	141,278	45,258	78,515	265,052	55,026	320,078	(8,496)	311,582
営業費用	132,767	41,687	57,687	232,143	48,707	280,850	(8,470)	272,380
営業利益	8,510	3,570	20,827	32,908	6,319	39,228	(25)	39,202

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類・性質及び販売方法の類似性を考慮し、コンシューマープロダクツ事業（ビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業、ファブリック&ホームケア事業）、ケミカル事業に区分しております。

2. エコナ関連製品の製造・販売中止に伴う費用につきましては、「追加情報」に記載のとおりであります。

3. 各事業区分の主要製品

事業区分		主要製品	
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア事業	プレステージ化粧品	カウンセリング化粧品、セルフ化粧品
		プレミアムスキンケア製品	化粧石けん、洗顔料、全身洗浄料
		プレミアムヘアケア製品	シャンプー、リンス、ヘアスタイリング剤、ヘアカラー
	ヒューマンヘルスケア事業	フード&ビバレッジ製品	飲料
		サニタリー製品	生理用品、紙おむつ
		パーソナルヘルス製品	入浴剤、歯みがき・歯ブラシ、メンズプロダクツ
ファブリック&ホームケア事業	ファブリックケア製品	衣料用洗剤、洗濯仕上げ剤	
	ホームケア製品	台所用洗剤、住居用洗剤、掃除用紙製品、業務用製品	
ケミカル事業	油脂製品	油脂アルコール、油脂アミン、脂肪酸、グリセリン、業務用食用油脂	
	機能材料製品	界面活性剤、プラスチック用添加剤、コンクリート用高性能減水剤	
	スペシャルティケミカルズ製品	トナー・トナーバインダー、インクジェットプリンターインク用色材、香料	

前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
	ビューティ ケア事業 (百万円)	ヒューマン ヘルスケア 事業 (百万円)	ファブリック &ホーム ケア事業 (百万円)	小計 (百万円)				
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	454,139	151,026	218,558	823,724	180,382	1,004,106	—	1,004,106
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	30,977	30,977	(30,977)	—
計	454,139	151,026	218,558	823,724	211,359	1,035,083	(30,977)	1,004,106
営業費用	435,076	138,564	176,505	750,146	193,509	943,656	(30,963)	912,692
営業利益	19,062	12,462	42,053	73,577	17,849	91,427	(14)	91,413

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類・性質及び販売方法の類似性を考慮し、コンシューマープロダクツ事業（ビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業、ファブリック&ホームケア事業）、ケミカル事業に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品

事業区分		主要製品	
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア事業	プレステージ化粧品	カウンセリング化粧品、セルフ化粧品
		プレミアムスキンケア製品	化粧石けん、洗顔料、全身洗浄料
		プレミアムヘアケア製品	シャンプー、リンス、ヘアスタイリング剤、ヘアカラー
	ヒューマンヘルスケア事業	フード&ビバレッジ製品	食用油、飲料
		サニタリー製品	生理用品、紙おむつ
		パーソナルヘルス製品	入浴剤、歯みがき・歯ブラシ、男性化粧品
ファブリック&ホームケア事業	ファブリックケア製品	衣料用洗剤、洗濯仕上げ剤	
	ホームケア製品	台所用洗剤、住居用洗剤、掃除用紙製品、業務用製品	
ケミカル事業	油脂製品	油脂アルコール、油脂アミン、脂肪酸、グリセリン、業務用食用油脂	
	機能材料製品	界面活性剤、プラスチック用添加剤、コンクリート用高性能減水剤	
	スペシャルティケミカルズ製品	トナー・トナーバインダー、インクジェットプリンターインク用色材、香料	

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
	ビューティ ケア事業 (百万円)	ヒューマン ヘルスケア 事業 (百万円)	ファブリック &ホーム ケア事業 (百万円)	小計 (百万円)				
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	416,977	143,240	219,589	779,806	130,827	910,634	—	910,634
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	24,855	24,855	(24,855)	—
計	416,977	143,240	219,589	779,806	155,682	935,489	(24,855)	910,634
営業費用	407,334	135,078	167,015	709,427	141,286	850,714	(24,867)	825,846
営業利益	9,643	8,161	52,573	70,379	14,396	84,775	12	84,787

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類・性質及び販売方法の類似性を考慮し、コンシューマープロダクツ事業（ビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業、ファブリック&ホームケア事業）、ケミカル事業に区分しております。

2. エコナ関連製品の製造・販売中止に伴う費用につきましては、「追加情報」に記載のとおりであります。

3. 各事業区分の主要製品

事業区分		主要製品	
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア事業	プレステージ化粧品	カウンセリング化粧品、セルフ化粧品
		プレミアムスキンケア製品	化粧石けん、洗顔料、全身洗浄料
		プレミアムヘアケア製品	シャンプー、リンス、ヘアスタイリング剤、ヘアカラー
	ヒューマンヘルスケア事業	フード&ビバレッジ製品	食用油、飲料
		サニタリー製品	生理用品、紙おむつ
		パーソナルヘルス製品	入浴剤、歯みがき・歯ブラシ、メンズプロダクツ
ファブリック&ホームケア事業	ファブリックケア製品	衣料用洗剤、洗濯仕上げ剤	
	ホームケア製品	台所用洗剤、住居用洗剤、掃除用紙製品、業務用製品	
ケミカル事業	油脂製品	油脂アルコール、油脂アミン、脂肪酸、グリセリン、業務用食用油脂	
	機能材料製品	界面活性剤、プラスチック用添加剤、コンクリート用高性能減水剤	
	スペシャルティケミカルズ製品	トナー・トナーバインダー、インクジェットプリンターインク用色材、香料	



【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	255,863	31,098	25,699	33,538	346,200	—	346,200
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	3,871	12,482	295	3,591	20,241	(20,241)	—
計	259,735	43,581	25,994	37,130	366,441	(20,241)	346,200
営業費用	226,252	42,776	25,081	35,537	329,648	(20,042)	309,606
営業利益	33,482	804	912	1,593	36,792	(199)	36,593

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア

(2) 米州：米国、カナダ、メキシコ

(3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	239,235	26,996	19,692	25,658	311,582	—	311,582
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	4,521	6,901	137	2,844	14,405	(14,405)	—
計	243,756	33,897	19,830	28,503	325,988	(14,405)	311,582
営業費用	209,945	32,796	17,543	26,193	286,478	(14,098)	272,380
営業利益	33,811	1,100	2,287	2,310	39,509	(307)	39,202

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オセアニア

(2) 米州：米国、カナダ、メキシコ

(3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

3. エコナ関連製品の製造・販売中止に伴う費用につきましては、「追加情報」に記載のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	733,652	92,513	77,107	100,833	1,004,106	—	1,004,106
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	13,908	35,479	773	11,937	62,098	(62,098)	—
計	747,561	127,992	77,880	112,770	1,066,205	(62,098)	1,004,106
営業費用	667,727	124,414	74,341	108,166	974,649	(61,956)	912,692
営業利益	79,834	3,577	3,539	4,604	91,555	(141)	91,413

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア

(2) 米州：米国、カナダ、メキシコ

(3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	701,009	77,067	59,586	72,970	910,634	—	910,634
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	13,286	18,815	479	8,399	40,981	(40,981)	—
計	714,296	95,882	60,066	81,370	951,615	(40,981)	910,634
営業費用	639,040	94,016	57,161	77,229	867,449	(41,602)	825,846
営業利益	75,255	1,865	2,904	4,140	84,166	621	84,787

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オセアニア

(2) 米州：米国、カナダ、メキシコ

(3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

3. エコナ関連製品の製造・販売中止に伴う費用につきましては、「追加情報」に記載のとおりであります。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	アジア	米州	欧州	計
I 海外売上高（百万円）	33,805	26,755	32,111	92,672
II 連結売上高（百万円）				346,200
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	9.8	7.7	9.3	26.8

（注）1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア

(2) 米州：米国、カナダ、メキシコ

(3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	アジア	米州	欧州	計
I 海外売上高（百万円）	30,767	20,434	24,813	76,015
II 連結売上高（百万円）				311,582
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	9.9	6.5	8.0	24.4

（注）1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オセアニア

(2) 米州：米国、カナダ、メキシコ

(3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の日本以外の国又は地域における売上高であります。

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	アジア	米州	欧州	計
I 海外売上高（百万円）	103,023	80,234	96,013	279,271
II 連結売上高（百万円）				1,004,106
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	10.2	8.0	9.6	27.8

（注）1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア

(2) 米州：米国、カナダ、メキシコ

(3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	アジア	米州	欧州	計
I 海外売上高（百万円）	87,688	61,450	70,195	219,334
II 連結売上高（百万円）				910,634
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	9.6	6.8	7.7	24.1

（注）1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オセアニア

(2) 米州：米国、カナダ、メキシコ

(3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の日本以外の国又は地域における売上高であります。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 1,054.07円	1株当たり純資産額 1,017.19円

## 2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 101.12円	1株当たり四半期純利益金額 83.31円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 101.08円	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 83.29円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	54,209	44,656
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	54,209	44,656
期中平均株式数(千株)	536,108	536,005
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	217	118
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	40.70円	1株当たり四半期純利益金額	36.23円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	40.69円	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	36.22円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	21,817	19,419
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	21,817	19,419
期中平均株式数(千株)	536,038	536,007
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	171	141
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

### (1) 中間配当

平成21年10月27日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………15,023百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………28円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成21年12月1日

(注) 平成21年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主、登録株式質権者または信託財産の受託者に対し、支払いを行います。

### (2) 決算日後の状況

特記事項はありません。

### (3) 訴訟

当社グループが当事者になっている係争中の訴訟が存在するものの、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすものはないと考えております。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月6日

花王株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 川上 豊 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 市川 育義 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 安藤 武 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている花王株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、花王株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月4日

花王株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川上 豊 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市川 育義 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安藤 武 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている花王株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、花王株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。